



昭和52年3・4月
第111号

社団法人 東京都宅地建物取引業協会

府中 稲城支部

倫理綱領

- 一、会員は秩序を重んじ責任と奉仕を忘れてはならない。
- 一、会員は不当な利益を追求せず公正にして親切な取引に終始しなければならぬ。
- 一、会員は社会的重責を荷う榮譽を自覚し人格を磨き、良識を養い、研究をゆるがせにしてはならない。
- 一、会員は業法を遵守し、依頼者に対し、信義を旨とし、誠実公正に職務を行なわなければならない。

社団法人 東京都宅地建物取引業協会

業務上の遵守事項

- 一、会員は無免許営業者（モグリ）との取引を行ってはならない。
- 一、会員は無免許営業者（モグリ）を発見した場合は協会に通知しなければならない。
- 一、会員は取引主任者を常置せざる業者との取引を行ってはならない。
- 一、会員は必ず所定の会員章を店頭に掲示し、会章を着用しなければならない。
- 一、会員は従業者を業務に従事させるときは、宅地建物取引業法に規定された従業者証明書を携帯させなければならない。

社団法人 東京都宅地建物取引業協会
東京都住宅局

第七回支部理事会

とき 昭和五十二年一月二十七日

ところ 三ッ木産業佛五階会議室

出席者 朝倉・深木・小沢・出口・渡辺・北川・

金子・山岸・槇・榎本

欠席者 篠崎・加藤・猪俣・黒川・吉野・山村・

黒田・大谷



報告事項並びに審議事項

報告事項

一、池田利司氏の役職辞任について

心不全症による長期療養のため、池田利司氏より本会副会長・理事の辞任届けが、昭和五十一年十二月二十八日付でありましたのでご報告いたします。

二、東京都へ請願書提出の報告

東京都に対する、住宅行政指導改善と助成金交付に関する請願については別紙の通り、八十九名の紹介議員の署名を得た請願書と三万四千七百六十三名の会員署名簿を昨年十二月十日東京都議会へ提出し、五十一第四百三十一号として受理される十二月十七日の都議会本会議において、本請願の審議がなされた結果、住宅港湾委員会への付託となりましたのでご報告いたします。

尚、東政連では、本請願が住宅港湾委員会に付託されたことに伴い、今後本委員会の委員への協力要請活動を強力に推進する方針をかため、現在推進運動を展開中でありますので併せてご報告いたします。

総務部 渡辺喜一郎

三、建設省通達について

建設省では、中高層共同住宅（マンション）の建設施工上の欠陥問題の適正化を図るため、昨年十二月十一日付で関連団体に対して、下記のような内容の通達を行いました。

尚、通達全文については「宅建」一月号に掲載いたします。

一、新規物件にかかる取引条件の明確化

(一) 販売物件の事前検査について

新規物件（マンション・戸建住宅）の販売にあたっては、施工業者から工事竣工図を、工事監督者から工事監理結果報告書をそれぞれ受領し、販売物件の事前検査制を整備するとともに、工事請負契約の時点で施工上の瑕疵があつた場合の補修、費用の負担等、契約の内容にも充分留意されたい。

(二) 物件の説明及び契約時における書面交付の記載事項について

業法三十五条第一項に規定する「重要事項の説明」についての書面の記載については建物の構造、設備、仕上げ等について、購入者が理解しやすいよう具体的に記載し、又、同法三十七条第一項十一号（瑕疵担保責任）の説明については、構造、設備、仕上げ等につ

いて具体的にその範囲、期間を定め書面で交付する。

(三) 工事竣工図の交付について

(イ) 戸建住宅については、物件の引渡し後すみやかに当該住宅にかかる工事竣工図等の関係図書（給排水、電気、ガス等の設備に關するものを含む）を購入者に交付する。

(ロ) 共同住宅（マンション等）については、

上記の書面を当該住宅の管理事務所等に備え付け、随時閲覧できる状態にし、その旨を物件説明書に付記しておくこと。

(四) 適用時期について

以上の施行については二月を目途としている。

以上、新築に限る。

支部長 朝倉 静男

四、町田支部長役職の復帰について

かねてより病氣療養中でありました町田支部長高橋利男氏がこのほど全快され、十二月十三日付で支部長職に復帰されることになりましたのでご報告いたします。

六、事務局機構の編成等について
事務局の充実を図るため、機構の再編成を別紙のようにいたしましたのでご報告傍ご諒解願います。

尚、昨年の十二月二十日付をもって翁永秀美君（タイプ担当）が結婚のため退職いたしましたので併せてご報告いたします。

総務部長 渡辺喜一郎

七、第二回ブロック別研修会の開催について
指導部では、標題研修会を下記の要領で開催することとなりましたのでご報告いたします。

記

演題一 「不動産業と節税について」
公認会計士 岩村讓一氏

演題二 「業界の環境と今後の経営のあり方」
経済評論家 邱永漢氏

日程 二月二二日(火) 中野公会堂 城西ブロック
二三日(水) 目黒公会堂 城南
二四日(木) 八王子市民会館多摩
二五日(金) 豊島公会堂 城北
三月一日(火) 文京公会堂 中央

三月 四日(金) 両国公会堂 城東ブロック

指導部長 榎 峠 優



事務局機構編成表

氏 名	担 当 部 署
義 部	顧問・相談役・参与、事務委員会（総括）、関東地区協議会
唐 川	総務部、鑑定士委員会、保証協会（総括）
福 田	指導部、調査部、特選市場小委員会
森 田	調停委員会、自主規制委員会
萩 原	広報部、物件センター小委員会
重 田	財務部、厚生部、教育センター小委員会
駒 場	相談所（苦情処理：調査）、事業協同組合特別委員会
大 関	タイプ
	＃
大 石	会 計
上 町	庶 務
片 寄	相談所受付
青 山	保証協会
持 永	保証協会（弁済業務）、法務部
松 居	＃（会計）
三 瓶	東政連（総括）、綱紀委員会
小 畑	＃（庶務）

第八回支部理事会

とき 昭和五十二年三月三日

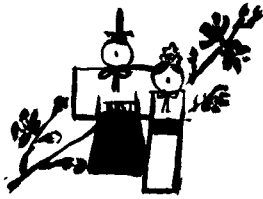
ところ 三ッ木産業㈱ 五階会議室

出席者 朝倉・深木・渡辺・山岸・北川・出口・

大谷・榎・榎本・山村

欠席者 小沢・金子・猪俣・篠崎・黒川・吉野・

加藤・佐藤・黒田



報告事項並びに審議事項

報告事項

一、建設省通達に関する全宅連への上申書提出について

前回の部会でご報告いたしました去る十二月十一日付の建設省通達（中高層共同住宅の建設施行上の欠陥問題の適正化を図るための通達）に関して、去る一月開催の常務理事会で討議した結果、全宅連に対し、別紙の上申書を全宅連に提出いたしましたのでご報告いたします。

支部長 朝倉 静男

二、会費の改訂について

去る一月十九日に財務部会より会長宛に別紙のよううに財政問題に関する上申書が提出されましたのでご報告いたします。

尚、本上申書を契機として、会費の改訂問題がクローズアップされ、現在、常務理事会をはじめとする各機関において、本問題が討議されております。値上げの理由を具体的に数字等を上げて、特別積立金（昨年の予備費）を使用中。

三、昭和五十二年度版地価図販売価格に関する件

去る二月三日開催の理事会において、標題の販売

価格が下記のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

記

	定 価	予約価格	予約の方法
会員価格	一 万 円	九 千 円	五千円を〆切時まで納める
一般価格	二万五千円 (送料本会負担)	二万二千円 (送料本会負担)	全額を前払する

- ・ 予約〆切日 昭和五十二年三月五日
- ・ 完成予定日 昭和五十二年五月末日
- ・ 支部配布予定日 昭和五十二年六月中旬

四、変更届けの本部提出の徹底について

現在、都庁には、商号・代表者・住所等の変更届けが月平均約二千件ありますが、本会に対しては、約月平均六十件程度の届けとなっております、非会員分の変更届けを差引いてもまだ相当数の変更届けが本会へ未提出と考えられます。

つきましては、会員に対し、定款施行規則第四条に基づき、商号等を変更した場合は、本会にも支部を經由して届けられるようこれが徹底指導を願います。

す。

五、議案第四号事務局人事に関する件

本件につきましては、前回の部会で「庶務並びにタイプ担当職員の採用と選考は正副部長一任」の決定をみておりますが、この決定に基づき、新聞広告による応募者の中より下記2名の採用を常務理事会の承認を得て決定いたしましたのでご報告いたします。

記

〔タイプリスト〕

赤 坂 たか子 (二十三才)

甲府湯田高校卒業

住所 杉並区高円寺二丁目四十一番四十

高南荘

〔一般庶務〕

有 馬 久 枝 (二十六才)

中央大学商学部会計学科卒業

住所 墨田区亀沢二丁目二十一番一

総務部 渡辺喜一郎

六、特別報告（保証協会関係）

東京本部では、去る一月初旬に業協会と保証協会の会員権の一体性を図るため、本会非加入者七十二名に対し、保証協会定款施工規則第三条（……全宅連構成員の資格を喪失するものとする）に基づき、保証協会への退会手続きを取られたい旨の通知状を発信いたしました。この結果は、退会届けを提出した者八名、受取人の所在不明者四十五名、通知状は受取りながら退会の意思表示しない者十九名となっておりません。

尚、上記とは別に、東京本部では同時期に、すでに免許切れによって自動的に会員権を喪失している者百七名（業協会の方は退会届けは提出されているが、保証協会へは未提出となっている者）に対しても支部長権限で当該者の退会届け提出を要請しておりますが、本要請に基づき支部長名で退会届けが一月三十一日までに提出された者は六十二名（残りの四十五名については近々各支部長より退会届けが提出される予定となっております）となっております。尚、この六十二名については、一月退会者として一括処理した関係上、一月度の退会者数が業協会と大幅に異っておりますのでご承知おき願います。以上特別報告させていただきます。

総務部 渡辺喜一郎

七、第二回ブロック別研修会 昭和五十二年二月二十五

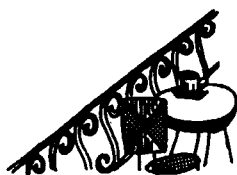
日（金）八王子市民会館で盛大に開催された。当支部会員参加総員五十六であった。

指導部長代行 榎 峠 優

八、税務講習会開催の件

恒例府中稲城支部。調布狛江支部合同主催の税務講習会の日程は税務署例の都合により六月頃開催予定。

指導部長代行 榎 峠 優



五二社東宅協発第三二号
昭和五二年一月一九日

法人全国宅地建物取引業協会連合会

会長 松田 清殿

法人東京都宅地建物取引業協会

会長 中山 彌十八

建設省通達に関する上申書

昭和五十一年十二月十一日付、建設省計画局長並びに同住宅局長通達による「宅地建物にかかわる取引条件の明確化、工事施工の適正化、建築物の設計及び工事監理の適正化等について」に係る内容について検討した結果、下記の通り上申いたします。

記

業法第三十五条の規定に基づき、我々宅建業者は物件説明書を記載し、ユーザーに手渡し説明することになつておりますが、その中で構造・設備上の説明も含まれており、現状でもこと細かく説明いたしております。

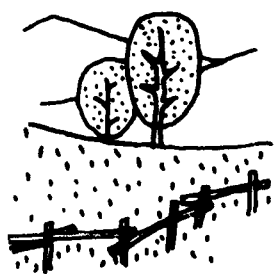
ご承知の通り、この度の建設省の通達には更に宅建業者に九十%以上の責任を負わせており、他の建設業

者等には漠然とした要望になつております。

本来、建築物の責任はあくまでも建設業者並びに施主にあり、我々宅建業者は当該建物の仲介・あっせんをしていくにすぎないものと思われまします。

従がつて、主を建設業者に、従として宅建業者とする通達ならば我々も遵守するにやぶさかでないが、本通達は前述の通り宅建業者に過重な義務の遂行を要求しているものであり、我々業者に課せられた潜在的責任は、これが全く回避の余地のないものになつております。

全宅連はこの意をお汲みとり頂き、全面的な撤回を要望されるよう上申するものであります。



昭和五二年一月十九日

法人東京都宅地建物取引業協会

会長 中山 彌十八 殿

財務部長 本田 孝

財政問題に関する上申書

昨年度末、当財務部より財政危機に関する上申をいたしました。現在の社会情勢下においては、当時以下悪化したしております。

一般企業等においては、財政問題について積極的に対処している姿は、既にご承知の通りで、この問題は協会として同一であります。

会員の社会的地位の向上、健全発展のために諸施策として、必要とする財なくしては、その遂行は不可能であります。

本年度は、これら逼迫した財政問題に対し積極的に対処し、この解決策を思考すべきであります。

従来、財政問題になると、その困難さに回避する習性がありますが、現時点に於ては一時的回避は許されぬ情勢にあり、積極的にこの問題に取組み処理されんことをお願いいたします。

本年度予算編成時に財政問題の最大課題であった財

源について、確保の必要性があったにもかゝらず準備金の取崩により糊塗した点大いに反省すべき処であり、新しい財源が得られぬとすれば、会費の値上げ等による外はない、この点については検討の必要があったと思います。

昭和四十五年度以降、現会費により運営されてきた事実は、現在我が国の経済情勢下に於ては大変な努力であったことは認められると思います。

(その間に保証協会設立による会員の急増による臨時収入があったとしても)

今後の財政上における難点は業界不況のとき、会員の負担増がどの様に理解させるかが問題とする処であります。

協会の執行する事業の会員に与える影響如何によりこの理解度に多少の差異が考えられます。

別紙により今後三ヶ年間の試算表を明示いたしました。が、収入の自然減、支出の自然増による一般経営費を試算し、新しい事業発展策の予算は計上してありません。

宜敷くご検討下さい。

過去 2 ケ年 決算 対照 表

〔収入の部〕								〔支出の部〕								単位 千円	
年度	会費	入会金	受託料	事業収入	会館	その他	合計	年度	人件費	事務所費	会議費	交付金	雑支出	分担金	事業費	その他	合計
49	122,494	30,490	13,057	1,845	2,332	2,488	172,706	49	24,985	6,289	8,778	75,212	4,301	12,436	38,105	1,523	171,629
50	122,115	26,470	19,361	1,809	4,256	2,525	176,536	50	29,130	6,558	9,798	73,397	4,892	17,279	33,153	1,751	175,958
前年対比	-0.4%	-13.2%	+48.2%	-2%	+82.5%	+1.4%	+2.2%	前年対比	+16.5%	+4.2%	+11.6%	-2.5%	+13.7%	+38.9%	-13%	+14.9%	+2.5%

51	120,200	20,100	13,020	1,500	4,500	12,900	172,200	51	34,000	8,300	11,960	69,900	5,787	13,309	49,236	1,500	193,992
前年対比	-1.6%	-24.1%	-32.8%	-17.1%	+5.7%	+41.0%	-2.5%	前年対比	+16.7%	+26.5%	+22%	-4.8%	+18.2%		+48.5%	-14.4%	+10.2%

注 ① 50年度受託料増は特別研修費受託料収入による。
 ② 51年度予算其の他収入には、準備金取崩戻入 12,000 を含む。

注 ①事務所費 51年度予算に於て、前年比 26.5% は現段階で実質と考えられる。
 ②分担金 50年度増は全宅連特別会費によるもの。
 ③交付金の減は会費、入会金の減による。
 ④事業費、51年度予算は実質面で多少の減になるものと考えられる。

来年度以降 3 ケ年間 予算 表

年度	会費	入会金	受託料	事業収入	会館	その他	合計	年度	人件費	事務所費	会議費	交付金	雑支出	分担金	事業費	その他	合計
52	118,397	16,080	13,020	1,500	4,500	2,000	155,497	52	39,610	9,130	11,960	67,430	6,366	25,309	40,000	2,000	201,805
前年対比	-1.5%	-20%	0%	0%	0%	0%	-9.8%	前年対比	+16.5%	+10%	0%	-3.6%	+10%	+90.1%		+33.3%	+4%

53	116,621	12,864	13,020	2,000	4,500	2,000	151,001	53	46,146	10,043	11,960	63,456	7,003	28,909	40,000	2,000	209,517
前年対比	-1.5%	-20%	0%	+33.3%	0%	0%	-2.9%	前年対比	+16.5%	+10%	0%	-5.9%	+10%	+14.2%	0%	0%	+3.8%

54	114,871	10,291	13,020	2,000	4,500	2,000	146,682	54	53,760	11,047	11,960	61,960	7,703	28,909	40,000	2,000	216,931
前年対比	-1.5%	-20%	0%	0%	0%	0%	-2.9%	前年対比	+16.5%	+10%	0%	-3.1%	+10%	0%	0%	0%	+3.5%

注 ① 52年度以降会費、入会金減となるも受託料増の見込は不明。
 ② 事業費 53年度以降増を見込む。

注 ① 人件費 …… ベースアップのみ人員増減見込まず。
 ② 会議費 …… 交通費増額を見込まず。
 ③ 交付金 …… 減は会費、入会金の減による。
 ④ 分担金 …… 52年全宅連会費増を見込む。53年公取協会費増を産込む。
 ⑤ 事業費 …… 51年実質面 40,000 千円と見込み以降同程度とみる。

支部経理一覧表
(総収入・支出に対する各比率)

No. 1

[昭和49年度]

支部名	基本数	収 入								支 出					
		会費交付	入会交付	諸 交 付	支部運営	事 業	受 託	そ の 他	会員1名 (円)	人 件	事務所	会 議	事 業	そ の 他	会員1名 (円)
千代田中央	642	15.7%	3.8%	0.6%	63.1%	1.2%	2.4%	12.9%	47,370	35.1%	42.5%	7.5%	5.0%	8.6%	46,524
台東	282	35.0	4.8	4.2	41.9	0.6	4.3	9.1	18,470	20.1	12.9	15.5	31.4	19.8	19,694
文京	184	25.1	3.7	4.6	50.3	0	7.4	8.5	25,892	0	11.6	17.3	54.5	3.8	19,036
港	306	22.8	5.4	2.1	45.7	1.7	8.3	13.6	32,838	40.6	21.5	8.4	19.1	9.4	32,581
江東	156	43.7	5.7	8.1	30.2	0	3.4	8.7	15,012	0	8.6	33.5	47.0	10.6	12,586
江戸川	336	40.4	5.3	3.6	40.4	2.6	0	7.4	15,479	20.3	17.3	22.2	30.9	6.5	17,077
墨田	185	29.1	6.2	4.3	46.7	1.8	7.7	3.8	23,366	22.0	22.4	8.5	28.8	13.8	19,240
葛飾	322	37.9	4.3	3.4	37.9	0	13.7	2.5	17,127	26.6	13.4	9.1	14.8	35.3	20,105
足立	281	38.1	8.9	3.7	32.1	2.3	4.2	10.4	18,174	16.8	21.7	16.4	27.2	8.6	18,277
荒川	136	35.6	5.6	8.9	35.6	0	5.0	9.0	18,135	0	4.9	20.2	38.0	9.8	14,331
品川	280	42.7	6.7	4.3	25.7	6.9	3.5	9.9	15,772	32.9	14.8	16.2	21.8	13.9	14,928
大田	457	31.1	6.3	2.0	18.7	18.6	7.5	15.4	20,448	25.2	15.8	9.6	31.1	16.1	21,795
目黒	255	30.5	2.7	4.3	30.5	3.7	10.1	17.7	19,734	22.1	16.0	11.0	22.0	26.8	20,110
世田谷	418	25.4	5.7	1.7	25.4	16.9	5.0	19.4	27,035	23.0	11.8	11.7	39.0	1.1	21,299
新宿	400	26.4	7.0	1.4	52.8	4.7	3.3	4.1	32,846	24.3	22.0	11.0	32.5	9.5	31,586
渋谷	456	35.5	9.4	2.2	35.5	4.3	6.3	6.4	21,437	40.2	13.4	9.3	28.7	4.7	25,433
杉並	508	50.5	8.1	3.2	0	7.8	12.6	17.5	13,216	20.2	12.7	11.3	31.1	24.4	15,528
中野	283	32.9	5.7	3.7	32.9	4.6	2.5	17.4	20,931	39.7	14.9	6.3	14.7	10.1	20,929
豊島	410	19.4	2.9	1.6	58.4	4.9	6.5	5.9	32,235	18.2	17.6	6.8	44.4	10.3	31,023
北	248	12.6	1.9	1.7	25.4	0	3.7	54.4	49,774	13.3	17.8	7.4	20.3	4.6	30,115
板橋	402	27.7	8.4	2.1	40.2	0	11.2	10.1	25,397	18.0	15.9	22.7	18.7	17.1	20,578
練馬	491	23.5	3.3	1.3	50.6	0.1	7.2	13.5	27,953	18.1	7.8	16.1	42.7	15.0	24,632
武蔵野三鷹	169	18.1	3.5	2.6	36.3	0	1.9	37.4	39,687	16.3	18.2	2.6	23.2	11.6	26,777
小金井	72	32.2	2.7	10.0	32.2	0	2.3	20.1	20,018	0	15.3	38.9	29.8	13.8	20,009
北多摩	273	25.1	5.4	1.8	50.2	1.0	7.9	8.1	28,385	35.3	7.9	6.5	23.5	17.7	26,001
立川	128	30.3	6.8	5.1	30.3	9.2	12.1	6.6	22,082	24.0	28.7	16.1	17.6	13.3	18,168
国分寺国立	86	21.7	8.5	5.2	43.5	0	6.7	14.1	32,096	13.0	11.3	13.8	41.0	16.1	22,972
昭島	40	37.0	10.5	19.0	0	0	14.9	18.2	19,031	0	19.5	24.0	48.7	7.5	17,807
西多摩	112	18.4	3.8	3.6	46.1	0	2.9	24.9	35,651	7.1	5.1	25.0	51.6	10.9	37,458
調布 狛江	131	36.4	3.0	7.2	36.4	0	12.7	3.9	18,498	0	14.0	33.9	33.3	18.5	15,230
府中 稲城	90	22.3	6.8	5.6	44.7	1.9	8.9	9.5	28,460	32.5	10.7	22.7	21.9	9.1	28,185
南多摩	64	14.7	3.3	5.0	28.4	0	3.4	44.9	44,534	26.5	14.7	19.2	25.4	12.9	40,154
八王子	156	20.7	6.0	2.6	0	0	7.3	63.1	35,224	33.6	10.1	25.3	18.3	12.5	28,502
町田	127	24.8	5.4	4.0	39.8	0	1.4	24.1	28,033	21.0	22.7	11.9	15.4	14.9	24,622
全支部平均	261	28.9	5.2	4.2	38.9	4.7	6.6	16.2	26,186	24.5	15.7	15.8	29.2	12.9	23,627

[昭和 5 0 年度]

No. 2

支 部 名	基本数	収 入								支 出					
		会費交付	入会交付	諸 交・付	支部運営	事 業	受 宅	その他	会員1名 (円)	人 件	事務所	会 議	事 業	その他	会員1名 (円)
		%	%	%	%	%	%	%		%	%	%	%	%	
千代田中央	809	16.3	3.1	0.4	65.5	1.4	2.3	10.6	36,433	41.0	14.3	6.0	30.5	6.2	35,910
台 東	309	38.5	3.7	3.2	45.6	0	9.2	4.4	15,463	29.5	25.7	4.6	27.5	11.4	15,662
文 京	186	28.8	1.5	3.7	57.7	0	2.8	5.1	21,330	0	8.0	17.0	66.3	4.1	23,291
港	383	20.7	4.5	1.4	41.4	1.8	2.1	27.7	28,516	38.5	26.2	5.2	5.6	15.4	25,217
江 東	170	39.9	9.8	4.8	26.6	0	7.5	11.1	14,762	0	5.0	31.0	34.9	17.6	9,070
江 戸 川	344	39.1	5.6	2.9	42.4	1.6	2.5	5.5	15,393	25.4	22.1	11.4	20.4	12.0	13,461
墨 田	212	27.0	2.8	2.6	43.2	11.8	4.2	8.1	22,170	21.8	24.8	7.3	39.5	6.4	20,629
葛 飾	345	39.7	4.3	2.5	39.4	4.3	4.4	5.0	14,839	34.6	14.8	12.5	16.7	13.9	14,508
足 立	326	40.7	6.2	2.6	35.7	3.7	2.4	8.3	14,968	27.7	24.6	8.8	16.0	9.4	11,890
荒 川	145	34.4	3.2	5.9	34.4	0	5.3	16.3	17,204	0	1.6	19.0	39.8	15.4	13,062
品 川	320	34.3	3.9	2.7	41.2	1.8	6.9	8.7	17,199	45.8	14.5	14.0	15.7	7.5	16,540
大 田	484	24.0	3.2	1.1	38.5	16.5	3.1	13.2	24,981	30.7	10.7	7.1	37.0	11.4	20,870
目 黒	252	34.4	4.1	3.4	34.4	0	5.0	18.4	17,314	32.6	17.8	10.7	9.4	14.5	14,899
世 田 谷	483	31.4	4.1	1.7	31.4	3.5	6.4	21.1	19,175	29.0	10.0	9.3	23.9	13.0	18,111
新 宿	567	26.8	4.2	1.2	53.7	4.8	4.4	4.5	22,019	36.3	22.5	10.6	18.0	9.0	20,838
澁 谷	567	23.9	5.5	1.1	47.8	3.9	5.3	12.1	25,082	36.7	13.4	9.3	24.0	12.3	18,901
杉 並	572	34.2	7.6	1.6	34.2	2.3	5.3	14.4	17,548	23.7	13.5	12.4	33.0	9.9	13,338
中 野	317	23.5	2.9	1.8	47.0	0.8	9.3	14.3	25,670	39.4	13.7	7.5	14.3	7.3	19,474
豊 島	418	21.2	3.7	1.3	63.8	0	3.5	6.3	28,315	25.3	18.7	12.9	11.6	5.3	19,115
北	261	12.3	0.3	1.2	24.6	0	1.2	60.2	47,877	13.7	9.9	5.9	8.9	4.7	21,939
板 橋	475	31.1	4.6	1.7	37.8	0	11.6	12.9	19,129	18.6	18.6	24.1	16.0	16.8	19,105
練 馬	530	22.6	3.7	1.1	49.1	0	4.4	18.8	26,326	21.1	8.2	12.8	15.7	15.7	19,060
武蔵野三鷹	208	21.2	6.7	2.5	42.4	0	4.1	22.8	28,995	19.8	21.6	14.6	24.7	15.5	25,656
小 金 井	79	24.0	4.8	6.2	48.1	0	8.2	8.3	24,619	0	16.9	33.2	33.8	15.9	17,890
北 多 摩	320	25.2	5.8	1.9	50.4	0	4.2	12.1	24,264	47.3	10.3	4.4	17.4	14.6	20,275
立 川	145	36.2	7.1	5.2	36.2	1.6	6.9	6.4	16,358	27.9	24.6	20.2	14.8	6.3	16,463
国分寺国立	104	25.1	6.5	4.8	50.3	0	4.0	8.8	24,215	18.6	9.0	18.5	28.1	8.4	20,544
昭 島	48	39.0	12.9	15.7	0	0	8.9	22.9	16,042	0	5.6	36.6	44.0	13.4	16,542
西 多 摩	122	22.3	9.6	3.7	52.8	0	5.8	5.5	27,194	10.6	9.4	27.7	35.0	12.4	22,084
調布 狛江	148	36.4	3.9	6.1	36.4	0	5.9	11.0	16,490	0	8.9	42.6	30.7	17.6	16,674
府中 稲城	90	22.8	12.6	4.8	45.3	0	5.7	8.3	28,010	12.9	8.0	29.8	39.8	6.6	20,086
南 多 摩	71	16.5	7.4	4.2	37.0	0	2.3	38.6	40,525	26.5	15.9	21.9	20.4	10.1	39,336
八 王 子	194	21.7	4.1	2.3	26.0	0	3.0	42.6	27,976	24.2	13.0	15.2	17.0	30.3	28,657
町 田	146	15.0	3.2	2.1	24.2	1.1	2.1	51.5	39,712	15.8	16.3	6.4	19.6	11.7	29,264
全支部平均	299	27.9	5.2	3.2	41.7	3.8	4.8	16.0	23,709	27.7	14.7	15.6	25.0	11.8	18,847

15716

★支部会員の皆様に★

お願い
会員つまり免許業者の正しい業務の基本とは業法
に基づく業務を行なうことです。

- 一、必ず免許標識（当協会制定のもの）を掲示
（公衆の見やすい場所）して下さい。
 - 一、取引に際し必ず宅地建物取引主任者が物件
説明書により重要事項を説明・交付（売買・
貸借等とも契約締結前・手付授受前）すると
共に契約書にも記名捺印して下さい。
 - 一、必ず建設大臣の定めた報酬の額を掲示（公
衆の見やすい場所）すると共に間違つて規定
額以上の請求をしないで下さい。
 - 一、取引主任者並びに従業者には必ず証明書を
携帯させ業務に従事させると共にその証明書
の交付台帳を備えて下さい。
 - 一、必ず法定の物件取引台帳（売買・貸借等）
を事務所ごとに完備して下さい。
- ◎ 当協会制定の倫理規定・宅地建物斡旋取引規
定にも違背・違反なきよう注意して下さい。

支部報は支部と支部会員との間をつなぐ唯一のパイプです
ぜひ活用してください

求ム原稿!!

支部に対するご意見・ご希望・趣味・記事・随筆文など歓迎します
ご希望・娯楽・紀行文

（毎月10日締切）

広 報 部

（支部事務局迄）

発行所 (社)東京都宅地建物取引業協会
府中稲城支部

発行者 府中稲城支部長 朝倉 静男
山村 修司

編集者 広報部長 ~~津野 忠行~~

印刷所 富士印刷(電話64-1376)